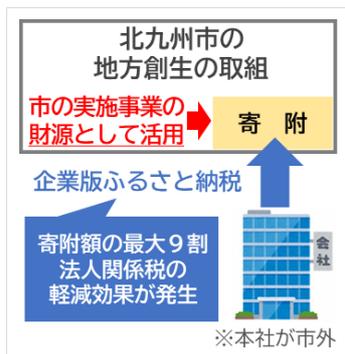


## 議案第28号 北九州市企業版ふるさと納税基金条例について

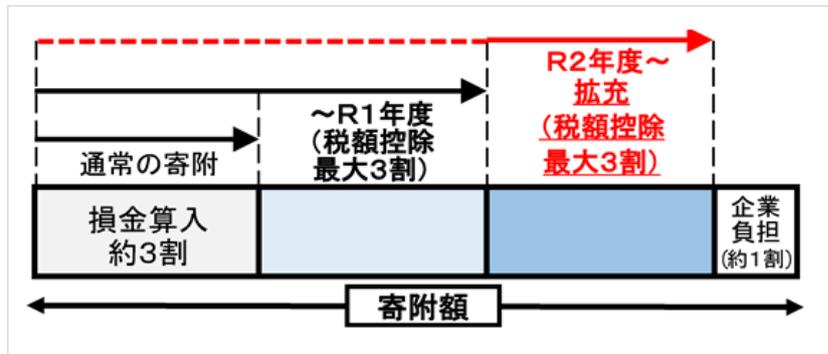
### 1 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の制度概要

- 企業版ふるさと納税とは、国が認定した地方公共団体の地方創生の取組に対し、企業が寄附を行った場合に、寄附額の最大9割を上限に法人関係税の軽減措置を受けられる制度である。
- 上記軽減措置は令和6年度末が期限となっていたが、この度、国において3年間（令和9年度まで）の制度延長が決定された。

【制度のイメージ】



【税の軽減措置のイメージ】



### 2 議案提出理由（基金設置の目的）

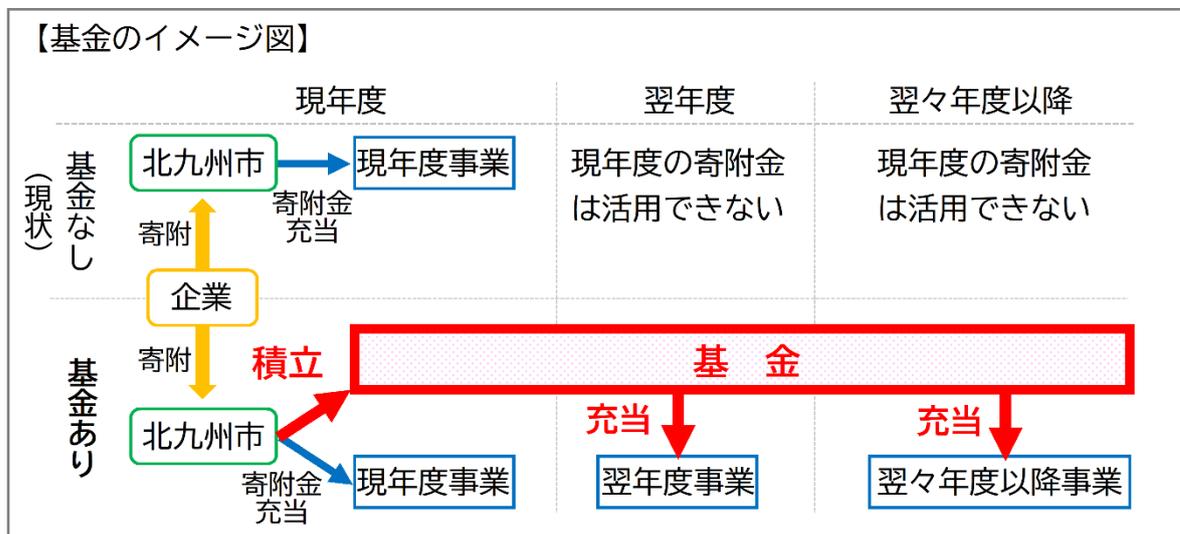
- 企業版ふるさと納税は、地方創生の取組を進めるにあたり、民間の活力も用いながら、必要な財源を獲得する有効な手段である。
- 一方で、企業版ふるさと納税の寄附金の使い方には、次のルールが定められている。

**原則** 受領した年度内に全額を使い切らなければならない

**例外** 国の認定を受けた基金を設置している場合に限り、寄附金を基金に積み立て、翌年度以降の取組に使用できる（弾力的な活用が可能）

- 地方創生の取組を加速させていくにあたり、この度の制度延長を契機に、財源となる寄附金をより活用し易い環境を整備するため、新たに基金を設置するもの。

【基金のイメージ図】



### 3 施行期日 公布の日